



長野県報

10月27日(月)
平成26年
(2014年)
第2619号

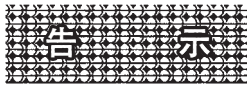
目次

告示

療育手帳交付要綱の一部改正(障がい者支援課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	1
公共測量の実施(建設政策課).....	2

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課).....	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働課).....	3
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課).....	3
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	4
一般競争入札(河川課).....	4
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	5
建築基準法に基づく道路の指定(建築住宅課).....	5
建築基準法に基づく道路の位置の指定(5件)(建築住宅課).....	5
建築基準法に基づく指定した道路の廃止(建築住宅課).....	7



長野県告示第601号

療育手帳交付要綱(昭和50年長野県告示第192号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から適用します。

平成26年10月27日

長野県知事 阿部 守一

別表中「昭和39年3月13日付児発第197号厚生省児童局長通知(「重度知的障害児収容棟の設備及び運営の基準について」)の1対象児童」を「平成24年8月20日付障発0820第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(「重度障害児支援加算費について」)の2対象となる措置児童等について」に改める。

障がい者支援課

長野県告示第602号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年10月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上田市富士山字台所山4481の口、4483、字宮林4545の1、4556

の2から4556の4まで、4556の104から4556の110まで、字砂原峠5086の6から5086の12まで、5086の18、5086の20、字飛和窪4757の口、4759の口、字水出4803の1、4803のイの1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第603号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年10月27日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

岡谷市湊字栃久保1208の1、1208のロ、1212の1、1252のイ、1252のロ、1253、1254の1、1254の3、1255、1256、1258、1292、字南三久保1239の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字栃久保1252のロ、1253、1254の1、1254の3、1255、1256、1258、1292

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第604号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年10月27日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡木祖村大字藪原1733の13、1733の14、1733の30

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

1733の13・1733の14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第605号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年10月27日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡木祖村大字菅2101から2103まで、2104の1、2105、2106の1、2106の2、2108の1、2108の2、2109、2110の1、2110の2、2114の3、2114の12

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

2103（次の図に示す部分に限る。）、2104の1、2105、2106の1（次の図に示す部分に限る。）、2106の2、2114の12（次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第606号

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年10月27日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成26年10月25日から平成27年3月31日まで

3 作業地域

中野市

建設政策課